

不利益処分に係る処分基準

処 分 名	危険物施設の使用停止命令		
根 拠 法 令 名	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)	(条項) 第 1 2 条の 2 第 2 項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	消防局予防課 指導担当		
<p>【処分基準】</p> <p>使用停止命令は、根拠条項（消防法第 1 2 条の 2 第 2 項）各号に該当するときに行うものとし、その停止期間は、違反状態の是正のために必要と認められる期間とする。</p>			
所 管 課	予防課	処理番号	予 No. 1 7